

とちぎんJCBデビット 会員規約 新旧対照表

変更後	変更前
<p><b>第 29 条 (退会および会員資格の喪失等)</b></p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>4 .会員 ((5)または(9)、<u>10</u>)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)、<u>9</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、<u>10</u>においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。</p> <p>また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)本会員が第 23 条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p> <p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。</p> <p>(4)<u>会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または</u>会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> <p>(5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> <p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 を行ったとき。</p> <p>(8)本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座に</p>	<p><b>第 29 条 (退会および会員資格の喪失等)</b></p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>4 .会員 ((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、<del>9</del>においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。</p> <p>また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)本会員が第 23 条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p> <p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。</p> <p>(4)会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。</p> <p>(5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> <p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 を行ったとき。</p> <p>(8)本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座にお</p>

<p>おける取引を停止しまたは本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。</p> <p><u>(9)本会員の預金口座が解約されたとき、または民間公益活用を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に定める休眠預金に該当したとき。</u></p> <p><u>(10)会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。</u></p> <p>5.～9.(省略)</p>	<p>ける取引を停止しまたは本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。</p> <p>(9) 追加</p> <p><del>(9)</del>(10)会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。</p> <p>5.～9.(省略)</p>
---	--